

ベトナム戦争のコメモレーションに関する研究について —マラーニー論文へのコメントにかえて—

今井 昭夫

目次

- I ベトナム戦争のコメモレーション (commemoration) に関する近年の研究
- II マラーニー氏によるこれまでのベトナム戦争のコメモレーション研究
- III 「戦死者とともに生きる：現代ベトナムにおける遺骨と凶事、そして収束する物語」について
 - (1) ベトナムの国家等による公的コメモレーション
 - (2) 「ナショナル」と「ローカル」の関係
 - (3) コメモレーションと政治的正当性
 - (4) 遺骨収集・墓搜索

I ベトナム戦争のコメモレーション (commemoration) に関する近年の研究

ベトナムにおいてベトナム戦争のコメモレーションがどのように行なわれてきたかについての研究成果が近年になって次々と出されるようになってきた¹。おそらく、この先鞭をきったのはハーヴァード大学教授のフエ＝タム・ホー・

タイであろう。アメリカでは公的記念行事や記念碑制作においては、さまざまな団体の利害がぶつかり合うので必然的に「多義的」な様相を呈し、公式の記憶（パブリック・メモリー）と個別民衆的な記憶（ヴァナキュラー・メモリー）との間に緊張関係が生じ、しばしば両者の妥協の産物となることがある²のに対して、フエ＝タム・ホー・タイは90年代なかばに発表した論文の中で、ベトナムではデザイン、場所、予算等に関して記念行事や記念碑を国家が完全にコントロールしてきたと両国のコメモレーションのあり方の違いを指摘した³。彼女はその後、『記憶の国 最近の社会主义ベトナムにおける過去の再制作』⁴（2001年）を編者として刊行し、この本の中で、ドイモイによって大文字の「歴史」を失った社会主义国家ベトナムがどのように「過去」を捉えなおそうとしているのかというテーマを追究し、ベトナムではドイモイの副産物として戦争のコメモレーションが勃興してきたことを指摘している。この本はベトナムに

¹ アメリカにおけるベトナム戦争のコメモレーションに関する研究は枚挙にいとまがない。筆者が参考にさせていただいた主要な日本語文献のみ以下に挙げる。ジョン・ボドナー著、野村達朗訳『祝祭のアメリカ 歴史の記憶と愛国主義』青木書店、1997年。生井英考『ジャングル・クルーズにうってつけの日』〔新版〕『ベトナム戦争の文化とイメージ』三省堂、2000年。同『負けた戦争の記憶 歴史のなかのベトナム戦争』三省堂、2000年。マリタ・スターク著、岩崎稔・杉山茂・千田有紀・高橋明史・平山陽洋訳『アメリカという記憶 ベトナム戦争、エイズ、記念碑的表象』未來社、2004年。油井大三郎『なぜ戦争観は衝突するか 日本とアメリカ』岩波現代文庫、2007年。

² ボドナー、前掲書、27～38頁。

³ Hue-Tam Ho Tai, "Monumental Ambiguity: The State Commemoration of Hồ Chí Minh" K.W.Taylor and John K. Whitmore ed., *Essays into Vietnamese Past*, Cornell University, Ithaca, New York, 1995. p.273.

⁴ Hue-Tam Ho Tai ed., *The Country of Memory: Remaking the Past in Late Socialist Vietnam*, University of California Press, California, 2001.

におけるベトナム戦争の記憶やコメモレーションを本格的にまとめたかたちで扱った、おそらく最初の研究書である。この本には7本の論考が所収されている。ピーター・ジノマンの「革命的監獄の記憶を読む」では、ベトナム共産党指導者たちの革命運動による獄中経験の記憶（具体的には刊行された獄中記など）が、高度に選択・様式化され、その英雄的闘争と犠牲性の歴史によって彼らが政治権力を占有する正当性を与えてきたとしている。ショウン・キングスレイ・マラニーの「祖国は功績を記す：北ベトナムにおける戦死者の記念」は北ベトナムにおいて戦死者を追悼する公的儀礼がベトナム戦争の戦中・戦後にどのように実施されてきたかを述べている（後で詳述）。クリストフ・ギエベルの「博物館一神社：ミーホアフンの村における革命と守護神」は、ベトナム共産党の最高指導者の1人であった故トン・ドゥック・タンが郷里の村でどのようにベトナム当局によって記念され祀られているかを検討している。ノラ・A・テイラーの「国家精神を制作する：革命下の絵画を鑑賞し批評する」では、ドイモイ以降の芸術、とりわけ絵画における歴史的記憶の変遷を扱っている。ローレル・B・ケネディーとメアリー・ロズ・ウイリアムの「苦痛なき過去：ベトナムの観光産業におけるノスタルジアの創出」では、戦跡観光地などの分析を通して、ベトナムの過去が欧米人にアピールするように選択的に再構築されていることを明らかにし、戦

争の記憶とツーリズムの関連について論じている。フエ＝タム・ホー・タイの「記憶と忘却の諸相」では、ベトナム戦争の記憶におけるジェンダーの問題と南部の記憶の問題が特に言及されている。マーク・フィリップ・ブラッドレー「記憶の抗争：現代ベトナム映画における戦争の記憶と忘却」では現代ベトナム映画、とりわけ1980年代半ば以降の「修正主義映画（revisionist films）」の中で戦争がどのように描かれてきたかを分析している。これらの映画では、戦争の記憶が現代ベトナム社会批判のための重要なシンボルとなっており、戦死者の記憶に関して伝統的な家族の影響力が強く表出され、国家の記念行事をくつがえすような公的記憶の作り直しが模索されたり、あるいは公的なコメモレーションに対し「戦争の遺産」への不満の声を投げかけるなど、戦争の記憶の意味の多重性が求められるようになってきているとしている。最後に、フエ＝タム・ホー・タイは、コメモレーションとナショナル・アイデンティティの政治は密接に関連しており、記憶の共有の範囲がコミュニティーの範囲を決定づけるなど記憶とコミュニティーの相互作用があることを指摘し、現在のベトナムでは旧南ベトナム政府軍将兵のコメモレーションが欠落していることを強調している。この本は革命回想記、革命家の記念施設、北部農村部の儀礼、美術、映画、ツーリズム、ジェンダーなど、多様な分野での戦争の記憶やコメモレーションを扱っており、ベ

トナム戦争のコメモレーション研究における優れた先駆的業績であると評価できる。

パトリシア・M・ペリーの『ポストコロニアル・ベトナム：ナショナルな過去の新しい歴史』⁵（2002年）の第4章「時間のモデルと記念顕彰行為——新しい時間感覚」では、ベトナム戦争中の1960年代における記念顕彰行為について検討されている。ペリーはポストコロニアルのエリートは祭礼や記念行事の焦点を家族や村落から離して国家に向けさせようとしたと指摘している（同書166頁）。ベトナム戦争終結後、とりわけ90年代以降では、多くの論者が指摘するように、ペリーの扱った60年代とは逆方向に焦点がシフトしていくことになる。ヘオニク・クウォンは『大虐殺の後で：ハーミーとミーライにおけるコメモレーションと慰靈』⁶（2006年）で、「ナショナルな戦争の経験という観念はひとつの神話にすぎず、内戦にとっては部分的にしか真理ではない」⁷として、旧南ベトナムであった中部や南部のコメモレーションのあり方について着目し、中部ベトナムのハーミーとミーライの大虐殺による死者のコメモレーションについて考察している。ベトナムにお

いて、北部の戦死者がコメモレーションの中心的対象だとするならば、旧南ベトナムの非戦闘員の死者は二重の意味で周縁的対象であるか、あるいは対象外である。この本では、ベトナム人の亡靈信仰と祖先崇拜との関係から戦死者のコメモレーションを考察し、戦争英雄によって支配されていた公的舞台に、ドイモイ以降、祖先と亡靈が入り込むようになり、国家と社会の権力関係における決定的な変化が生じ、戦争英雄主義の国家英雄崇拜（ナショナル・メモリー）から地方化された祖先崇拜（ローカル・メモリー）へと関心が移行していると指摘している。ハーミーとミーライの大量死の記憶は、普遍的な規範と地方的な祖先崇拜という「コスモポリタン」と「ローカル」の結合の回復をもたらしたとする。このように彼は、キース・ティラーがベトナムの修史を分析する論文の中で提唱していた“cosmopolitan vernacular”⁸という概念の有効性を支持しており、「ナショナル」などを相対化しようとしている。このようにローカル、ナショナル、コスモポリタンといった、どのレベルにコメモレーションの重心が置かれているのかは、ベトナムにおけるベトナム戦争のコメモレーションに関する研究の中心的論点となっている。

2007年秋には、*Journal of Southeast Asian Studies* で「死者と共に生きる：現代ベトナムに

⁵ Patricia M. Pelley, *Postcolonial Vietnam: New Histories of the National Past*, Duke University Press, Durham and London, 2002. この本書評論文である平山陽洋「北ベトナムにおける公的歴史学の形成過程を問う」（未刊）を参考させていただいた。

⁶ Heonik Kwon, *After the Massacre: Commemoration and Consolation in Ha My and My Lai*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 2006. また邦訳された論文としては、権憲益著、堀田義太郎訳「第8章 ベトナムにおけるアメリカ戦の亡靈」大越愛子・井桁碧編著『戦後・暴力・ジェンダー2 脱暴力へのマトリックス』青弓社、2007年。239～284頁。

⁷ 権憲益、前掲書、244頁。

⁸ K.W. Taylor, "Surface Orientation in Vietnam: Beyond Histories of Nation and Religion" *Journal of Asian Studies* 53, no.4, 1998.

「おける儀礼と想起の政治」と題するシンポジウム特集が掲載された。この特集には、マラニー氏を含む6人（そのうちベトナム人研究者2人）が論考を発表している⁹。このシンポジウムでは、ドイモイ以降のベトナムには宗教の復活現象が見られ、死者は生者や現世社会に深い影響を及ぼしているので死者の社会的統合が求められているとの観点から、村祭り、祖先崇拜、聖母道信仰、戦死者のコメモレーション、靈媒師などを検討の対象としている。これらの諸論考から浮かび上がってくるのは、市場経済化による経済的不安定の状況下での心理的代償や癒し、あるいは現世利益を求めて個人が聖母道などを信仰する姿、コミュニティ内におけるさまざまな集団（家族・親族、村落など）がその威信のために儀礼を利用したり、ローカル・アイデンティティを強化しようとする動き、国家が政治的正当性の手段として儀礼の再興をしようとする動きなど、“multivocality”を有する現代ベトナムの宗教や儀礼の状況であり、90年代半ばにフエ＝タム・ホー・タイが論じた国家によるコメモレーションの占有状況とは様変わりしていることである。近年のベトナム研究においては、宗教の研究、とりわけ民間信仰の研究が盛んになってきているが¹⁰、マラニー氏の研究のように、その中で戦死者の葬送儀礼や追

悼のあり方も扱われるようになってきている。

管見の限りでは、ベトナム国内における本格的でまとまったベトナム戦争のコメモレーション研究はまだ出てきていないように思われる。日本においても、ベトナム戦争のコメモレーション研究はまだあまり盛んではない。拙稿「ドイモイ下のベトナムにおける『戦争の記憶』」¹¹（2000年）では、「戦争の記憶」がベトナム共産党の政治的正当性の源泉として利用・動員されており、ドイモイ以降、「戦争の記憶」は冷戦型からドイモイ型に調整され、「哀悼の共有」、「戦友意識の鼓舞」、「ローカル・アイデンティティの援用」といった要素が加味され、公式的「戦争の記憶」もヴァナキュラーな「戦争の記憶」を取り込むことが目指されるようになったとしている。また拙稿「ホー・チ・ミン時代の『英雄』たち—ベトナムにおける『英雄宣揚』と人民動員」¹²（2005年）では、ベトナムの顕彰制度の中で大きな位置を占める「英雄宣揚」を研究対象とし、「英雄」称号が宣揚された時期別人数、種別人数、民族別人数、烈士の人数、男女別人数、共産党員の占める割合、出身地別人数などを分析したものである。ベトナム戦争終結後、80年代まで「英雄宣揚」は低調であったが、90年代半ばになって再活性化した。ベトナムにおける戦争のコメモレーションの中で、

⁹ *Journal of Southeast Asian Studies* volume 38, number 3, October 2007. pp.433-582.

¹⁰ たとえば、Philip Taylor ed., *Modernity and Re-enchantment: Religion in Post-revolutionary Vietnam*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2007.

¹¹ 今井昭夫「ドイモイ下のベトナムにおける『戦争の記憶』」『Quadrante』No.2, 2000年。50～66頁。

¹² 今井昭夫「ホー・チ・ミン時代の『英雄』たち—ベトナムにおける『英雄宣揚』と人民動員」『東京外国语大学論集』第70号、2005年。151～171頁。

国家が行なうものとしては、慰霊の要素は比較的希薄で、顕彰の占める割合が比較的大きいと指摘している。川越道子「ベトナムにおける戦争の記憶の形成過程—ドイモイ政策後の戦死者の供養を中心として—」¹³（2007年）ではベトナムの戦没者墓地に関わる政策の変遷と戦没者墓地のフィールドワーク、それから近親者の遺骨収集・墓搜索を行なう遺族の実態調査がされており、とりわけ「靈能者（người ngoại cảm）」（注：この訳語は筆者による）の活動についての参与観察がされている点が貴重である。川越氏は、国民的アイデンティティの構築を促す場として戦没者墓地が整備されてきたこと、そこでは個別の死は隠蔽され、「戦勝」の記憶のみが記念されていること、その一方で、遺族による遺骨・墓搜索の高まりは、墓地の戦死者に名前や「死」、「生」、あるいは「敗戦」の記憶を書き込むような作業であり、遺族の未完の物語を完結させるような役割をもっているとしている。住村欣範「ベトナムにおける戦争の記憶とトラウマ」¹⁴（2007年）では、ベトナムにおける戦争の共同記憶化において、戦死という経験は本来的に物語の中に回収することができない困難なトラウマであるため、小さな共同体の記憶が國家の記憶に回収するという筋書きに収まらない

いとしている。そして戦死者を国家祭祀の場から家族や村などの小さい共同体の記憶の場に連れて帰る動きが現在は少しずつ広がっており、個人としての戦死者を国民の物語や家族の物語とは別の戦死者そのものの視点から想起し、語りなおすことによって、ベトナムのトラウマを癒す行為はようやく始まると言えるのかもしれないと指摘している。3人の研究に共通しているのは、戦死者の「集団的栄光」から「個別的哀悼」への推移に眼差しを向けている点であろうか。

近年になって、ベトナム戦争のコメモレーション研究が盛んになってきたとはいえ、膨大な研究蓄積があるというわけではない。コメモレーションのなかでも各種記念日の記念式典や称号・勲章、優遇制度についてはまだ十分に研究されていない。記念行事や記念碑の表象論的研究、コメモレーションを中心に担う関連団体とその作用・影響¹⁵、既成宗教との関係などの研究が未開拓の分野として残されている。とりわけ重要なのが、コメモレーションの対象となる戦死者の多様性に応じた研究であろう。地域的には、北部だけではなく旧南部や少数民族地区などを対象とした研究が求められている。また、戦闘による死者、虐殺による死者、空爆に

¹³ 川越道子「ベトナムにおける戦争の記憶の形成過程—ドイモイ政策後の戦死者の供養を中心として—」松下国際財团留学成果報告書、2007年。

¹⁴ 住村欣範「ベトナムにおける戦争の記憶とトラウマ」大阪外国语大学グローバル・ダイアログ研究会・松野明久編『トラウマ的記憶の社会史 抑圧の歴史を生きた民衆の物語』明石書店、2007年。52~68頁。

¹⁵ たとえば「ベトナム人民軍隊」、「ベトナム退役軍人会」、「旧青年突撃隊会」などが想定される。退役軍人会は2007年12月時点での会員数が約220万人（Câu lạc bộ Việt Nam, Số 200 Tháng 12-2007, p.3）。旧青年突撃隊会は2004年12月時点での会員数は2万9000人（Nhóm Dân 14-12-2006）。ベトナムには公認された全国レベルの遺族会はない。

よる死者など、死亡原因によるコメモレーションの違いにも注意が向けられなければならない。そうでなければベトナム戦争のコメモレーションの全体図は描けないであろう。

II マラニー氏によるこれまでのベトナム戦争のコメモレーション研究

マラニー氏はベトナム戦争のコメモレーション研究を世界的に牽引している第一線の研究者である。以下でこれまでの氏の研究の一端を紹介しておきたい。

論文「祖国は功績を記す：北ベトナムにおける戦死者の記念」（2001年）はフエ＝タム・ホー・タイ編の上述書に所収されているものである。ベトナムの社会主義体制において革命側に属す戦闘による死者（「烈士」）の顕彰がどのように行なわれてきたを時系列的にたどり、北ベトナムのハノイ近郊村ティンリエット社での「烈士」に対する葬送儀礼をフィールド調査に基づき、きわめて具体的に叙述している。それによれば、「烈士」の葬送儀礼には、社の幹部が出席する公的儀礼と家族が内々で行なう私的儀礼があった。つまり一種の「多重祭祀」¹⁶が行なわれていたのである。私的儀礼では、「迷信異端」だとして一般に禁じられていた冥器や祈祷師も使用されていた。70年代、80年代は規模の大きな法事などは制限されていた。90年代に入ると、国家の側からの新しいコメモレーション

（烈士台の建設、雄王の祭祀、「英雄的母」の顕彰など）が出てくる一方、人々の側からも新しい追悼の仕方や戦死者へのアプローチが出てくるようになったとしている。

単行本『ベトナムにおける文化・儀礼と革命』¹⁷（2002年）は、上述のティンリエット社でのフィールド調査をまとめたもので、第1部では1950年代からの社会主義革命、とりわけ土地改革がどのように導入され、どのような社会文化的变化を村にもたらしたかを検討している。第2部は冠婚葬祭などの儀礼をめぐって社会主義的な改革の実施状況が詳細に分析されている。特に最後の6章と7章は90年代以降の変化について言及している。6章では、社会主义国家によって顕彰のために行なわれていた「烈士」の葬送儀礼に対して、それはそれとして尊重されではいるが、村人は彼らの葬送儀礼觀からそれだけでは不十分だとして、独自の新たな儀礼を創出していることを指摘している。結局、50年代からの革命イデオロギーに基づく改革は部分的成功に終わったとしている。

論文「北ベトナム農村における戦争の現実とその結果」¹⁸では、上述のティンリエット社がベトナム戦争をどのように経験してきたかが描かれている。ティンリエット社では、1962年に最初の戦死者が出たが、50年代から国家による

¹⁶ 日本における戦死者の多重祭祀については次の論文を参照。
岩田重則「多重祭祀のなかの靖国神社」『Quadrante』No.9、2007年。269～280頁。

¹⁷ Shaun Kingsley Malarney, *Culture, Ritual and Revolution in Vietnam*, University of Hawaii Press, Honolulu, 2002.

¹⁸ Shaun Malarney, "The Realities and Consequences of War in a Northern Vietnamese Commune", Marilyn B. Young and Robert Buzzanca ed., *A Companion to the Vietnam War*, Blackwell Publishing Ltd, Oxford, 2002. pp.65-78.

公式プロパガンダが強化され、「ローカリティー」への侵食が進められていった。ハノイ周辺では北爆は66年6月から始まり、ティンリエット社も67年には大きな被害を受けた。また72年の爆撃は強い印象を村人に残した。ティンリエット社ではのべ347人がベトナム戦争に出征し、そのうち82人が戦死し、19人が重傷を負った。戦後、村のリーダーの多くは退役軍人によって占められようになったが、村人は戦争の犠牲と結果について相反する感情もしくは批判的な感情をもつものが多くおり、かつての戦時に見せた団結は平時には期待できなくなっているとしている。

論文「北ベトナムにおける祭礼と例外的死者のダイナミックス」¹⁹（2007年）では、カリスマ的力をもつ「例外的死者（exceptional dead）」という概念を打ち出し、それは生者の権力を正当化し、集団に秩序と凝集力を与え、統一性を創造し、新しい社会を統合させる存在だとする。このような「例外的死者」（ここでは具体的には「烈士」）の儀礼が北ベトナムの社会主义国家で革命目的のために成功裏に用いられてきた。90年代初めより、種々の祭礼の再興が是認されるようになり盛んになった。祭礼には3つのタイプ（ローカル、国家、民衆宗教）があり、必ずしも革命的「烈士」ではない祭神も「烈士」に関連づけることによって公的認知を受けられ、

祭礼は活発化するようになった。このような変化は民衆からの圧力と共産党や政府の幹部のそれに対する反応との相克から生じている。死者を扱う儀礼は社会生活の重要な一部であり、道徳的指針、個人的癒し、政治的正当性、コミュニカルな誇りなどをもたらすものとなっていると指摘されている。

以上から、これまでのマラニー氏の研究における特徴・成果を次のように挙げることができます。①北ベトナムのハノイ近郊村でのフィールド調査をその研究の基盤としていること。外国人研究者によるベトナムの村落調査は今ではそれほど珍しくもなくなったが、戦争のコメモレーションに関するものはまだ数は少なく、氏のフィールド調査は貴重である。②氏の専門は文化人類学であるが、北ベトナムの社会主义体制下の村落における社会文化的変化の歴史的展開（1950年代から現在）が政策と実態の両面から把握されていること。③ベトナム戦争のコメモレーションについては、「烈士」に対する儀礼を中心的に扱っており、とくに90年代以降には「例外的死者」というより広い概念を用いた分析を行ない、その儀礼を通して社会主义体制が政治的正当性を調達した点を示したこと。④戦死者を生者の社会秩序に統合する必要があるとの観点から、国家、村落、家族などの各コミュニティーにおける対応の仕方・コメモレーションのあり方が述べられていること。ベトナムの民衆のもつている靈魂觀・死生觀を肯定し、

¹⁹ Shaun Kingsley Malarney, "Festivals and the dynamics of the exceptional dead in northern Vietnam" *Journal of Southeast Asian Studies*, 38(3), 2007. pp.515-540.

それに基づく民衆の葬送儀礼と国家による公的な追悼儀礼とは必ずしも対立するわけではないが齟齬があり、これにより多様な儀礼的対応が生み出されてきた点（一種の「多重祭祀」）を明らかにしたこと。^⑥冠婚葬祭の儀礼の側面から、ベトナムの社会主義体制下における国家と社会の関係を論じ、50年代から80年代までは国家が主導的にコントロールしていたが、90年代より社会の相対的力が強まり、革命イデオロギーに基づく改革が部分的成功に終ったと示唆していること。

III 「戦死者とともに生きる：現代ベトナムにおける遺骨と凶事、そして収束する物語」について

本誌掲載の上記論文は従来の氏の研究の延長上にあり、ベトナム戦争のコメモレーションについて包括的に理路整然と叙述されている好論文である。氏のこれまでの論文と比べて本論文の新しい点について2点だけ挙げておきたい。

第1に、氏のこれまでの研究は北部の「烈士」を主たる対象としてきたが、本論文ではそれ以外の戦争による死者である中部の虐殺による死者のコメモレーションについても言及されており、扱う地域（中部や南部）と戦死者の種別（烈士以外の虐殺被害者など）の拡がりがみられる点が非常に重要である。マラーニー氏によると、幾つかの理由から北部の「烈士」と比べると中部の虐殺の犠牲者たちへの国家の扱いは簡略にすまされているという。本論文ではこのように

戦死者の分類の多様性がより明確に示されており、とりわけそれぞれのコメモレーションに対する国家と家族による対応の違いが浮き彫りにされている。第2に、90年代以降、ベトナムでは遺族による「烈士」の遺骨収集・墓搜索の動きが活発になっているが、遺骨収集・墓搜索の現状とそれに対してベトナムの人々がどのように対応しているのかについて論じられている点である。特に「靈能者」の活動について比較的詳しく紹介されており、おそらく学術論文としてこれを扱うのは本論文が最初ではなかろうか。元来、「迷信異端」を禁じる立場にあったベトナム当局も「靈能者」による墓搜索を是認せざるをえなくなっている。ベトナムの一般の人々にとって、「文化的に適切には」、「烈士」の立派なモニュメントより遺骨の方が重要であって、行方不明の遺骨や墓を見つけ出してはじめて戦死者の「物語」は収束する、と興味深い指摘がされている。

以下では、本論文によって触発された幾つの点について、わたしなりの補足とコメントを述べていきたい。

(2) ベトナムの国家等による公的コメモレーション

20世紀初頭の民族運動家であるファン・ボイ・チャウは1907年刊行の著書『新越南』の中で「維新」を達成したあかつきの独立・自主・富強のベトナム国構想を明らかにしているが、その10項目の国家目標とでもいうべき「十大

快」の1つに「栄誉をえられない兵士がいない」ことを挙げ、次のように述べている：「日本於東京設靖国神社以崇記死戦之軍于逾年天皇臨社親祝祭。我維新後必用此礼」²⁰。チャウが日本の靖国神社に着目しているのに見られるように、国のために戦死した兵士を国家がコメモレーションすることはベトナム・ナショナリズムの初発から考えられていた。1945年の八月革命によって独立した間もない頃から、ベトナム民主共和国政府は顕彰工作に関心を払っていた。確認される最も初期のものは1946年1月26日の「国令」で、3人の子どもが従軍した家庭、軍功を立てた人、国のために犠牲となった人などが表彰された。またマラーニー氏も指摘しているように、1947年には主席令20号が出されて、「傷病兵(thương binh)」と「戦死者(tù sĩ)」の基準が定められ、負傷手当と弔慰金が支払われるようになり、7月27日が「傷病兵・烈士の日」と定められた²¹。1947年には「勲章院」の設立も決められている²²。「烈士(liệt sĩ)」という称号が使われるようになったのは1956年からで、「烈士」の家族には「祖国軍功証書(bằng Tô Quốc ghi công)」が授与された²³。

「烈士」に対する国家の処遇は、顕彰と遺族

への支援である。顕彰には本論文で述べられているように、民族英雄の語りへの回収、記念日の設定、戦没者墓地や記念碑の建立、公的な追悼式の開催などがあるほか、勲章や称号の授与もあった。勲章や称号が授与されるのは「烈士」だけに限らないが、「烈士」はほぼ何らかの勲章や称号を授与されていた。最高の称号である「英雄(anh hùng)」は1952年から授与されるようになった。2000年までに約4000の団体と約1800人の個人が授与されており、個人の「英雄」の約4割は「烈士」である²⁴。また遺族への支援は、「革命と抗戦に功績ある人を優遇する制度」の中で実施されている。本論文でもこの制度について言及しているが、この制度は1947年に発足し、とりわけ90年代以降に整備されるようになり、1994年には「革命活動家・烈士とその家族・傷病兵・抗戦活動家・革命援助者を優遇する法令」と『英雄的ベトナムの母』国家栄誉称号を規定する法令が公布されている。この2つの「法令」は「烈士」などの功労者に対する顕彰・褒賞の意味合いとともに、社会保障的色合いが強くなっている。ベトナム共産党機関紙『ニヤンザン』の2007年7月27日付の記事によれば、現在、この制度の対象となっている人はベトナムの総人口の約1割にあたる820万人余り（「英雄的母」は4万人以上）で、このための毎年の予算は約1兆ドンである²⁵。

²⁰ Chương Thâu sưu tầm và biên soạn, *Phan Bội Châu Toàn Tập Tập 2*, Nhà Xuất Bản Thuận Hóa, Trung Tâm Văn Hóa Ngôn Ngữ Đông Tây, Huế, 2001. p.440.

²¹ 1947年当初は「全国負傷兵の日(Ngày Thương binh toàn quốc)」と呼ばれていたが、1955年から「傷病兵・烈士の日(Ngày Thương binh, liệt sĩ)」となった。Xira & Nay, Số 287, Tháng 7-2007. p.4

²² 指稿, 2005年, 154頁。

²³ Bộ Quốc Phòng, *Tư Điện Bách Khoa Quân Sự Việt Nam*, Nhà Xuất Bản Quân Đội Nhân Dân, Hà Nội, 2004. p.611.

²⁴ 指稿, 2005年, 163頁。

²⁵ ちなみに2007年度のベトナムの国家予算は、歳入が282兆ドン、歳出は321兆ドンである。在ベトナム日本国大使館 HP

以上で見てきたように、「烈士」に対する国家の処遇として、顕彰と遺族への支援が行なわれているが、慰靈の面は希薄であった。マラニー一氏は家族による「想念式」がその面を補完し、担つたとしている。しかしそれ以外の社会集団は慰靈にはまったく無関係であったのだろうか。たとえば既成宗教団体は何の関わりももたなかつたのだろうか。また国家は慰靈の面に何の措置も講じなくて済んだのだろうか。確かに 50 年代から 80 年代末まで、社会主义体制下では宗教は厳しく統制されてきたが、それでも公認宗教団体は存在し活動を続けていた。ハノイ市内のクアンスー寺の本堂の壁には、ベトナム戦争中につくられたと思しき、その地区の烈士の名前の刻まれた記念碑がある。また、21 世紀に入ってから、チュオンソン戦没者墓地などにおける公的な戦没者追悼式に「ベトナム佛教教会」が正式に参加し、宗教的儀礼を行なっている²⁶。北部では 80 年代末以降、「新宗教」と呼ばれるものが多数誕生し、現在では 60 近くあるといわれているが²⁷、その中には「龍華弥勒」教団のように自動筆記によって独自の戦争観を表現しているところもあるという²⁸。戦争のコメモレ

ーションと宗教との関係はまだ十分に究明されていないこれから重要な研究課題の 1 つである²⁹。

公的な追悼式については本論文でも詳細に紹介され、「悲しみを分かち合う」場になっていると指摘されているが、とりわけベトナム戦争中にそれは実際にどれほど実現されていたのであろうか。ベトナム戦争中の北部農村の様子を描いた小説として定評のある『夫なき水辺』(1990 年)では、村の幹部が「烈士」の母親に対して、追悼式の時には泣かないで気丈に振る舞い、他の母親たちの模範になるようにと説得する場面が出てくる³⁰。この小説の作者は、戦争中の公的な追悼式では遺族の悲しみの吐露が厳しく抑制されていたことを示唆している。公的な追悼式は、「哀悼する」のではなく「顕彰する」意味合いがあくまでも強かったのではないだろうか。

(2) 「ナショナル」と「ローカル」の関係

ヘオニク・クウォン論文や住村論文では、戦死者のコメモレーションはドイモイ以降、国家英雄崇拜から地方の祖先崇拜へと重点が移りつつあることが強調されていた。マラニー一氏の見解はそれとはちょっと異なるように思われる。

本論文では、国家の「烈士」に対する非宗教的

(http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/economy_vn2006.pdf) による。2008 年 3 月 7 日アクセス。

²⁶ 2007 年には 7 月の「傷病兵・烈士の日」にちなんで、全国各地の主要な戦没者墓地で「ベトナム佛教教会」の僧侶が公的な「烈士」追悼式に参加し宗教的儀礼を行なっている。Pháp Đặng, “Đại lễ rước bát hương liệt sĩ” Giác Ngộ số 391 26-7-2007. p.4.

²⁷ Nguyễn Quốc Tuấn và Nguyễn Ngọc Quỳnh, “Máy văn đề về tín ngưỡng, tôn giáo khu vực đồng bằng sông Hồng hiện nay” Nghiên cứu Tôn giáo, Số 3 - 2007. p.21.

²⁸ Đỗ Quang Hưng, “Hiện trạng tôn giáo mới ■ Máy văn đề li luận và thực tiễn” Nghiên cứu Tôn giáo, Số 5 - 2001. p.12.

²⁹ 戰没者墓地は基本的に無宗教である。しかし住村論文によれば、「烈士」の墓に「靈」が息をするための小さな穴が掘られているという。管見の限りでは、戦没者墓地の墓に宗教的な印（十字架であるとか円など）はつけられていない。また、信徒の遺族から戦没者墓地への合祀に公然と反対する運動が起きているとの情報もえていない。

³⁰ Dương Hướng, Bên không chồng, Nhà Xuất Bản Hội Nhà Văn, Hà Nội, 1999. p.145.

な対応と、靈魂は不滅であるという遺族の考え方に乖離があり、戦争中の葬送儀礼は公的な「追悼式」と私的な「想念式」が並行して行なわれてきたとされている。そして私的な儀礼は、公的な追悼式への批判や対抗として考えられたものではなく、むしろそれを補完するものであったとされている。また、90年代以降、国家の側から新しいコメモレーションが出される一方、人々の側からも新しい追悼の仕方や戦死者へのアプローチが登場してきたとしている。このように「ナショナル」と「ローカル」の双方においてコメモレーションは多様化・多義化し、相互補完的になっているのだとしている。筆者もこの見方に与したい。60年代から80年代までの公的な戦死者のコメモレーションを国家がほぼ占有する状況は変化したが、それがただちに「ナショナル」から「ローカル」へと重心がシフトするのではなく、あるいは「ローカル」な記憶が「ナショナル」な記憶に対立する対抗記憶になるのではなく、「ナショナル」なもののが補強・再編に「ローカル」なものが投入されるようになつたのである。90年代以降の国家の側からの新しいコメモレーションとしては、80年代は低調であった「英雄宣揚」の活発化、戦没者墓地建設の増加、「革命・戦争功労者優遇」法令や「英雄的ベトナムの母」法令の公布(94年)、ハノイの「烈士英雄追悼台」の建立(95年)、「国祖・雄王」の命日の「国礼」化(2000年)などがある。一方、「ローカル」なものとしては村祭

りの祖先崇拜などの活発化があるが、それらは「民族文化の防衛」(民族文化遺産の保持と革命の記憶の保持)という観点によって根拠付けられている³¹。祖先崇拜は2003年のベトナム共産党7中総決議からいわば「国教」的に扱われ、「国祖・雄王」の祭祀を頂点とする祖先崇拜が民族大団結の手立ての一つとして考えられている³²。

(3) コメモレーションと政治的正当性

ベトナム戦争のコメモレーションがベトナムの社会主义体制の政治的正当性を支えるものとなっていることは、本論文で述べられている通りである。ドイモイによって市場経済化が進められ、アメリカとの関係が改善されている現在においても、「抗米救国抗戦」の記憶は体制の守り神となっている。コソボやイラクなどでアメリカが軍事介入するとそれへの警告としてベトナム戦争の記憶が喚起され、国際的にもベトナムの威信が高められ、民族の自尊心がくすぐられている。「過去の栄光」をコメモレーションすることはベトナムの体制護持にとって「効果ある投資」となっている。もっともこのような政治的正当化に対して批判も出されている。たとえば北部出身でベトナム戦争に出征した経験をもつ著名な文学者のズオン・トゥー・フオンは、

³¹ 今井昭夫「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国语大学論集』第64号、2002年。98頁。

³² 今井昭夫「現代ベトナムにおける宗教政策—2004年『信仰・宗教法令』を中心に」『東京外国语大学論集』第69号、2004年。161頁。

ベトナム戦争は救国のための聖戦であったのではなく、ベトナムの共産主義者とアメリカという2つの好戦的勢力の衝突にすぎなかつたとする意見を述べている³³。このような脱「聖戦」化の批判以外に、コメモレーションそのものの中にも政治的正当性や国民統合を脅かすものが含まれているように思われる。ここでは2点のみ挙げておきたい。第1は「退役軍人」に対する処遇への不満である。「傷病兵・烈士の日」(7月27日)や「人民軍隊成立記念日」(12月22日)などの記念日に「退役軍人」は顕彰されているが、その処遇は、特に軍人恩給は90年代以降、改善されてきているとはいえ、「退役軍人」の半数以上が支給対象とされていないものと思われる³⁴。このような処遇に対して不満を抱く「退役軍人」は多く、かれらは現在の体制にとって両刃の剣的存在となっている。第2は、旧南ベトナム政府軍将兵がコメモレーションから排除されていることである。筆者は2006年9月8日にホーチミン市郊外のビエンホアにある旧サイゴン政府が管轄していた国立戦没者墓地を訪問した。現在、人民軍隊の管理下におかれているが、荒廃したままで、遺族の墓参以外は出入りも制限が加えられているような状態であった。海外在住の旧サイゴン政府軍関係者など

から、お金は自分たちで出すので、墓地を整備させてほしいとの要望がベトナム政府に出されているが、ベトナム政府は受け入れていない。旧サイゴン政府軍将兵は顕彰の対象にならないばかりか、その傷病兵は国の社会保障の対象にもなっていないといわれる。国民和解に向けて、かれらの存在を見て見ぬ振りをする「忘却」にゆだねるのか、あるいは積極的な打開の手立てがあるのか、コメモレーション研究の実践的課題の1つである。

(4) 遺骨収集・墓搜索

川越氏の研究によれば、ベトナム全国で2918カ所の戦没者墓地（省管轄47、県管轄432、社管轄2439）がある。1955年に戦没者墓地の整備・管理法が公布され、「墓地建設に関する指針」が69年、76年、93年に出ていている³⁵。このように戦没者墓地は整備されてきているが、各戦争によるベトナムの「烈士」は100万人以上で、そのうち戦没者墓地に入っているのは約70万柱のみである³⁶。したがっていまだに約30万柱が行方不明ということになる。ベトナム共産党機関紙『ニヤンザン』の2004年7月27日付の記事によれば、労働・傷病兵・社会省が抱えている戦後処理の問題で最も喫緊の2つの問題は、戦争・革命功労者の審査と「烈士」の遺骨

³³ Dương Thu Hương, "Nghĩ về cuộc đấu tranh dân chủ ở Việt Nam" <http://vnthuquan.net/truyen/truyen.aspx?tid> 2007年10月25日アクセス。

³⁴ 今井昭夫「現代ベトナムにおける退役軍人と退役軍人会—ベトナム北部ナムディン省ハイハウ県ハイソン社の事例—」『東京外国语大学論集』第73号、2007年。162頁。

³⁵ 川越、前掲報告書。

³⁶ Bùi Đình Nguyễn, "Thông tin địa chỉ phần mộ liệt sĩ" *Cựu chiến binh Việt Nam* Số 187, Tháng 11-2006. p.32.

収集であるという³⁷。

本論文でも紹介されているように、かつて「迷信異端」視されていた「靈能者」による遺骨収集・墓搜索は90年代初頭から当局により是認化されるようになった。1992年にニンビン市人民委員会が「靈能者」を使って烈士の墓搜索を行なったのを皮切りに、94年にはクアンニン省ウオンビー県人民委員会がそれに続いた。95年6月26日、労働・傷病兵・社会省次官が「靈能者」を使った烈士の墓搜索に同意する文書に署名した。96年7月27日、3つの機関（ベトナム教育心理会、応用情報学工芸科学連合会、『ベトナム退役軍人』紙）は、「靈能者」による墓搜索の科学的研究を共同で推進することを決定した。また同年、応用情報学工芸科学連合会と公安省刑事科学研究所および他の33機関が「靈能者」に関する研究プロジェクトを立ち上げている。97年7月26日、応用情報学工芸科学連合会と公安省刑事科学研究所などが、「靈能者」による墓搜索の実証研究をする許可を政府に求めた。科学工芸環境省がそれを許可し、翌年に肯定的な研究結果が提出された。これにより、「靈能者」による墓搜索は広く公認されるようになった³⁸。本論文によれば、10人の「靈能者」が1997年から2007年にかけて1万5000以上の墓を搜索したとしている。また依頼案件のうち発見でき

る確率は6割以上だともいわれる³⁹。

筆者は、2007年9月3日、本論文の中にも名前が出てくる応用情報学工芸科学連合会の会長であるバー・ティ・カイン氏の事務所（ハノイ市内）を訪問し氏に面会した。氏は「靈能者」の斡旋をしているが、依頼案件の詳細なリスト（依頼者、依頼日、依頼された靈能者、搜索結果など）を保管しており、それを少し閲覧させていただいた。マル秘とされている膨大なリストで、ところどころ「墓発見」との記載があつたが、どれくらいの発見率か推測できるほどは閲覧することができなかつた。このリストには当局者の閲覧済みの署名もされており、靈能者による墓搜索が当局の許可と管理の下で行なわれていることを窺うことができた。

最後に、「靈能者」による墓搜索に関する筆者の体験談を紹介したい。筆者は、2005年3月4~7日に「烈士」の家族の墓搜索の旅に同行したことがある。この家族はベトナム北部タイビン省在住で母親と息子夫婦と孫の4人家族。30台後半の息子は「烈士」子弟の優遇制度で外国に出稼ぎに行き、そこで稼いだお金を元手に家具店やエビ養殖などを手広く経営している。父親が中部クアンチ省で72年に戦死したが、どこに埋葬されているのかずっと分からなかつた。これは長年、遺族にとって悩みの種であったが、ベトナム経済が発展するとともに、遺族の生活にも余裕が出てきたので、ようやく墓搜索を始

³⁷ 拙稿、2005年、169頁。戦争・革命功労者として申請・審査中の人のが全国で11万8131人残っているという。また、戦争・革命の功績の認定をめぐる「記憶の抗争」も生じている。

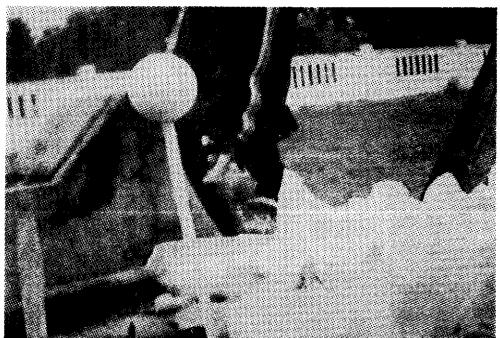
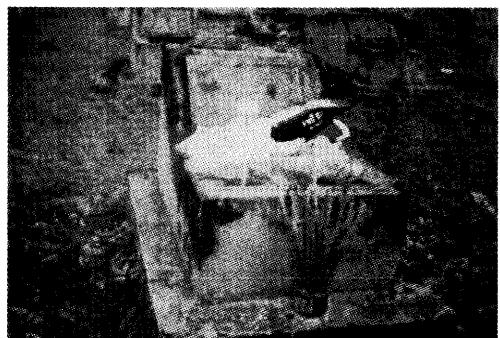
³⁸ Pham Ngoc Duong, *Hiện tượng Ngoại cảm — Hiện thực và Lý giải*, Nhà Xuất Bản Văn Hóa – Thông Tin, Hà Nội, 2007. pp.7-8.

³⁹ Ibid., p.41.

めた。戦死した父親と同じ部隊の生存者やクアンチ省の地元の人などに聞き取り調査して、ようやくカムザン社の戦没者墓地（Nghĩa Trang Liệt Sĩ Xã Cam Giang）⁴⁰に埋葬されていることまで突き止めたが、多数ある無名墓地⁴¹のどれか特定できなかった。そこでホーチミン市在住の有名な「霊能者」に電話で占ってもらい、どの墓か目星をつけてもらった。筆者が同行した旅はその墓を確定する旅であった。墓地に到着すると、占いの指示に従って、どの墓かを割り出した。その墓が本当かどうかは、マラニー氏の報告の中でも指摘されているように、家の祭壇に三日間祭った生卵を持参し、墓前に挿した割り箸のような棒の上に載れば間違いないという占いにより確かめる。息子や筆者が実際に試したところ、うまくいかなかった。しかし未亡人のお婆さんがやってみると見事に載った（写真参照）。一同はこの墓に間違ないと得心し、供物や線香を手向け、無事に墓参をすませることができた。ちなみに戦死した父親には2人の弟がいて、弟たちも「烈士」で、1人はチュオンソン戦没者墓地に墓があり（確定済み）、もう1人はいまだにどこに埋葬されているか不明である。当の遺族にしろ「霊能者」の占いを100%

信じているわけではないと思うが、ほかに墓を確定するすべがない以上、これによって墓が「確定」でき、遺族が「安心立命」できるのであれば、これはこれで徒に否定すべきものではないように思われた。マラニー氏はこれをもって「収束する物語」としているが、確かにその通りだと思う一方、「霊能者」を媒介に「烈士」が遺族と交信する場合、「霊能者」の口を借りて何が語られ、遺族は何を聞こうとしているのか、そしてそれが本当に「収束する」のかどうか知りたいところである。

（いまい あきお・東京外国语大学）



⁴⁰ クアンチ省には72の戦没者墓地があり、合計で6万基近くの墓がある。2つの国立墓地（チュオンソン墓地、ドゥオンチン墓地）があり、チュオンソン墓地には1万263基の墓がある。県の墓地が7つ、社の墓地が63ある。*Cat chiến binh Việt Nam*, Số 194, Tháng 6-2007, pp.21-22. 筆者が訪れたカムザン社の戦没者墓地は、クアンチ出身の戦死者で名前のある墓が145基、北部出身の戦死者で名前のない墓が369基あった。

⁴¹ かつては「無名（không có tên/vô danh）」としていたそうであるが、名前がないとは失礼であるということで、現在は「名前不詳（chưa biết tên）」とされている。